

鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により、町が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札において、入札参加資格の審査を入札執行後に行う方式（以下「事後審査型入札」（電子入札システムにおける呼称は「ダイレクト入札」）という。）を公正かつ円滑に執行するため、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 事後審査型入札の対象とする工事は、設計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が1,000万円を超えるもので、入札参加資格の審査を入札執行後に行う工事として町長が指定したものであるものとする。

（参加資格）

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）は、次の各号に定めるものとする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2） 鳩山町建設工事等競争入札参加者名簿に、対象工事に対応する業種で登載されている者であること。
- （3） 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書を取得し、電子入札システムを利用するための利用者登録が完了している者であること。
- （4） 公告日から落札決定までの期間に、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号。以下「入札参加停止等措置要綱」という。）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （5） 過去2年間のいずれにおいても、町発注工事に係る工事成績点数が極めて低いものでないこと。

2 前項に定めるもののほか、必要があるときは、次の各号に定める事項に係る参加資格を定めることができるものとする。

- （1） 対象工事に対応する業種の発注標準額の業者区分
- （2） 対象工事に対応する許可業種の経営事項審査の総合数値の区分
- （3） 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく許可を受けた営業所の所在地
- （4） 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

(5) 当該工事に配置予定の技術者

(6) その他必要と認める事項

(公告内容等の決定)

第4条 町長は、鳩山町工事請負業者等競争入札参加者資格審査委員会（鳩山町工事請負業者等指名委員会をもってこれに代えることができる。）に諮り、前条に定める参加資格のほか、公告の内容等を決定するものとする。

(入札の公告)

第5条 公告は、鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告（様式第1号）を電子入札システムに掲載することにより行うものとする。

(設計図書等)

第6条 設計図面、工事仕様書（金抜き設計書）、特記仕様書、その他入札金額の見積に必要な図書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムで閲覧することができるものとする。

2 入札参加希望者からの質問及びその回答は、電子入札システムより入札参加希望者に周知するものとする。

(現場説明)

第7条 現場説明会は、原則として開催しないものとする。

(入札参加)

第8条 入札参加希望者は、電子入札システムにおいて当該入札案件に対し競争参加資格確認申請書を提出することにより、入札参加の意思を表示するものとする。

2 前項の競争参加資格確認申請書を提出し、電子入札システムにおいて自動発行される競争参加資格確認申請書受付票を確認した者は、入札に参加することができる。

(入札保証金)

第9条 入札保証金の納付は、免除するものとする。

(入札金額見積内訳書)

第10条 入札者参加者から、初度入札時に入札金額見積内訳書の提出を求めるものとする。

(入札執行者等)

第11条 入札執行者は、政策財政課長又は政策財政課長が指定した者で、2名以上とする。

2 入札執行者は、入札をするに当たって、当該建設工事等を所掌する課（局）の職員を立ち合わせるができる。

(入札の執行)

第12条 入札に参加する者の数が1人の場合であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

2 再度入札は原則として1回までとする。

(不調時の取扱い)

第13条 再度入札によっても落札者がいないときは、日時を改めて指名競争入札に付するものとする。ただし、指名競争入札に付することができないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、随意契約とすることができるものとする。

2 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。

(入札の辞退)

第14条 入札の辞退は、鳩山町電子入札運用基準に基づき取り扱うものとする。

2 前項により入札を辞退した者について、これを理由として以後の入札参加等について、不利益な取扱いを行わない。

(入札書の書換え等の禁止)

第15条 入札参加者がいったん提出した入札書及び入札金額見積内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

(入札の無効)

第16条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 電子証明書を不正に使用した者がした入札
- (3) 郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
- (4) 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
- (5) 談合その他不正行為があったと認められる入札
- (6) 入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札
- (7) 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 記載すべき事項の記入のないもの又は記入した事項が明らかでないもの
 - イ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - ウ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - エ 2以上の入札書を提出した者がしたもの又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- (8) 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(落札候補者の決定)

第17条 入札書比較価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者（最低制限価格を設けた場合にあつては、入札書比較価格の範囲内で、最低制限価格の100/110以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をしたもの）を落札候補者とする。ただし、総合評価方式を適用した場合は、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。

(くじによる落札候補者の決定)

第18条 落札候補者とすべき価格と同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。ただし、総合評価方式を適用した場合は、埼玉県総合評価方式活用ガイドラインの規定による。

(落札決定の保留)

第19条 町長は、落札候補者の入札参加資格を審査するため、落札決定を保留する。

(参加資格の審査に必要な書類の提出)

第20条 町長は、前条の規定により落札決定が保留された落札候補者となった者に対し、速やかにファクシミリ及び電話により連絡し、次項に定める書類の提出を求めるものとする。

2 落札候補者は、参加資格の有無及び契約保証金の取扱いを確認するため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式第2号。以下「確認申請書」という。）、一般競争入札参加資格等確認資料（様式第3号）及び特定建設工事共同企業体にあつては特定建設工事共同企業体協定書（別途指定）を、町長に提出しなければならない。

3 前項の書類は、第1項の提出を指示した日の翌日から起算して原則として2日（鳩山町の休日定める条例（平成2年条例第8号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に持参により提出しなければならないものとする。

4 落札候補者が前項の規定による提出期限内に確認申請書を提出しないとき又は参加資格の審査のために町長が行う指示に従わないときは、当該落札候補者のした入札は無効とする。

5 前項の場合において、当該落札候補者の行為が悪質であると町長が認めるときは、入札参加停止等措置要綱による措置を講ずるものとする。

(参加資格の審査)

第21条 町長は、入札参加資格要件に基づき、落札候補者が当該要件を満たしているか否かの審査を行い、審査の結果、当該落札候補者が参加資格を満たしていない場合にはその者がした入札を無効とし、あらためて第17条から前条までの規定に基づき落札候補者を決定し、審査を行うものとする。

- 2 前項の審査は、入札書、入札金額見積内訳書、確認申請書等により行うものとする。
- 3 参加資格の審査は前条第3項に規定する確認申請書の提出期限の翌日から起算して原則として3日（休日を除く。）以内に行わなければならない。ただし、参加資格の審査に疑義が生じた場合はこの限りでない。
- 4 参加資格の審査は、入札参加資格審査結果調書により取りまとめ、確認申請書とともに保存するものとする。

（落札者の決定又は入札参加資格不適合の決定）

第22条 町長は、前条の審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認された落札候補者を落札者と決定し、一般競争入札参加資格等の確認結果通知書（様式第4号）を電子入札システムにより入札参加者に通知するものとする。

- 2 町長は、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、当該落札候補者に対して入札参加資格不適合通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- 3 落札決定までに、落札候補者が公告に示すいずれかの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、当該落札候補者は入札参加資格を満たさないものとする。

（入札参加資格を満たさないと認めた者に対する理由の説明）

第23条 入札参加資格不適合通知書を受領した者が、入札参加資格を満たさないとされたことに不服があるときは、前条第2項の通知の日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、町長に対して入札参加資格を満たさないとされた理由を求めることができる。

- 2 入札参加資格を満たさないとされた者が前項の説明を求めるときは、書面を持参又は郵送することにより行うものとする。
- 3 町長は、第1項の説明を求められたときは、当該書面を受領した日の翌日から起算して原則として5日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものとする。
- 4 第1項及び第2項の手続は、前条第1項の事務の執行を妨げないものとする。

（契約保証金）

第24条 契約保証金の納付及び減免については、鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号）第16条及び第17条の規定に基づくものとする。

- 2 契約保証金は、契約上の義務の履行後、請求書（様式第6号）に基づき、これを還付するものとする。
- 3 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第2項の規定に

より還付しないものとする。

(契約の確定)

第25条 契約は、町長と落札者が契約書に記名、押印したときに確定する。ただし、次条に該当する場合は、この限りでない。

(議会の議決を要する契約)

第26条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第150号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書を締結するものとする。

2 前項の場合、議会で否決された場合において生じた損額は、町又は落札者の双方とも一切請求することができない。

(その他)

第27条 この要綱に定めがない事項は、鳩山町電子入札運用基準並びに一般競争入札及び指名競争入札に関する諸規程等の例によるものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年9月29日告示第114号）

この告示は、令和5年10月1日から施行する。

附 則（令和6年11月11日告示第132号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）公告

鳩山町告示第 号

一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定及び鳩山町契約規則（昭和42年規則第34号。以下「契約規則」という。）第2条の規定に基づき、次のとおり公告する。なお、本告示に記載のない事項については、鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱によるものとする。

年 月 日

鳩山町長

記

1 入札対象工事

- (1) 工事名：
- (2) 工事場所：
- (3) 工期：
- (4) 工事概要：
- (5) 支払条件：前払金
部分払

2 入札手続き

- (1) 入札方法：鳩山町電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。
- (2) 本件入札は、鳩山町建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に基づき、以下のとおり執行する。
 - ア 価格競争方式により落札候補者を決定する。
 - イ 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対し入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼する場合がある。

ウ 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。

3 入札に参加できる者の形態

4 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加するものに必要な資格は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日から入札日までの期間において、鳩山町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成30年告示第84号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者
- (3) 年度鳩山町建設工事等競争入札参加者名簿に登載されている者
- (4) (3)の名簿に登載された者で、公告日の前日において、〇〇内で本店又は契約締結の権限を有する代理人を置く支店等を有する者
- (5) 公告日現在有効な経営事項審査結果通知書の総合評定値が点以上の者
- (6) 過去 年間に、国または地方公共団体が発注した建設工事において、1回の契約が 万円以上で、〇〇の工事を元請で施工した実績を有する者（証明できる書類等を提出すること。）
- (7) 当該工事に(6)の施工管理実績を有する監理技術者又は主任技術者を建設業法に基づく所定の規定に従い配置できる者
- (8) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は契約を締結しないことがある。
- (9) 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

5 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、以下に示す期間内に電子入札システムの競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を提出しなければならない。

確認申請書の提出期間

年 月 日（ ） 時 分から
年 月 日（ ） 時 分まで

6 設計図書等の掲載

設計図書、参考内訳数量表、仕様書及び特記仕様書（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システムのうち、入札情報公開システムにより掲載する。

7 設計図書等に関する質問

入札参加者は、設計図書等に関し質問がある場合は、以下に示す期間内に質問を電子入札システムにより提出すること。

(1) 提出期間： 年 月 日 () 時 分から
年 月 日 () 時 分まで

(2) 質問に対する回答は、以下の日程で電子入札システム上に掲載する。
年 月 日 ()

- ・入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、電子入札システムに掲載される全ての質問及び回答について、内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。
- ・入札参加者から質問がない場合でも、「発注図書ファイル」「質問に対する回答」を利用して発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札保証金に関する事項

免除する。

10 入札書の提出期間

(1) 提出方法

入札書の提出期間に有効な埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿の代表者又は代理人の名前で電子入札システム利用可能な電子証明書を取得し電子入札システムの利用者登録を完了した者が当該名義の電子証明書を使用して入札書を提出すること。ただし、鳩山町電子入札運用基準7-1「紙入札による提出」の承認を得た者はこの限りでない。

(2) 提出期間： 年 月 日 () 時 分から
年 月 日 () 時 分まで

11 開札日時

年 月 日 () 時 分

12 入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

ア 電子入札システム上で競争参加資格確認申請書受付票を受領した者であっても、開札日時の時点において参加資格がない者は、入札に参加できない。

(※1者入札可とする場合)

イ 入札に参加する者の数が1人であるときも、入札を執行する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 提出書類

ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書（必要事項を記入したもの）を電子入札システムによる初度入札の入札書提出の際に添付すること。

イ 落札者が免税事業者の場合、落札決定後、免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。この場合は、電子入札システム上で案内する。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

鳩山町電子入札運用基準によるものとする。

(6) 独占禁止法など関係法令の遵守

入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(7) 電子くじ

落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、電子入札システムの電子くじにより、落札候補者を決定する。

(8) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 参加資格審査の結果、入札に参加する資格のない者がした入札

イ 参加資格審査のために行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者がした入札

ウ 電子証明書を不正に使用した者がした入札

エ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札

オ 不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札

カ 談合その他不正行為があったと認められる入札

キ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入

札

ク 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札

ケ 紙入札による場合で、次に掲げる入札をした者がした入札

(ア) 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの

(イ) 代理人で委任状を提出しない者がしたもの

(ウ) 他人の代理を兼ねた者がしたもの

(エ) 2以上の入札書を提出した者がしたものの、又は2以上の者の代理をした者がしたもの

コ 前各号に定めるもののほか、指定した事項に反した者がした入札

(9) その他

一度提出した入札書を書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

13 最低制限価格

設定する。(最低制限価格未満の入札をした者は、この入札におけるそれ以降の入札に参加できない。) / 設定しない。

14 契約の時期

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第150号)の定めるところにより、町議会の議決に付さなければならない契約については、建設工事請負仮契約書を取りかわし、町議会の議決後に本契約を締結する。

15 契約保証金

契約保証金については、契約規則第16条及び第17条に基づくものとする。

16 その他

(1) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(3) 本工事は、鳩山町建設工事における技術者の専任に係る取扱要領の対象とする。

(4) 本工事は、鳩山町現場代理人の常駐義務緩和措置取扱要綱に基づき、現場代理人に関する常駐規定の緩和についての兼務を認める工事の対象とする。

(5) 現場代理人の現場に常駐を要しない期間又は工事着手日については、契約締結後に受注者は発注者と協議することができる。

17 問い合わせ

(1) 問い合わせ先 鳩山町役場 課
(埼玉県比企郡鳩山町大字大豆戸184番地16)

(2) 電話番号 内線

様式第2号 (第20条関係)
様式第2号 (第20条関係)

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

鳩山町長 宛て

住所
商号又は名称
代表者 印

下記工事の一般競争入札に参加したいので、一般競争入札参加資格等確認資料等を添えて入札参加資格の確認を申請します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること及び記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日年 月 日
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 連絡先
 - (1) 担当者所属・氏名
 - (2) 電話番号

※添付書類

一般競争入札参加資格確認資料等

様式第3号 (第20条関係)
 様式第3号(第20条関係)

一般競争入札参加者資格等確認資料

商号又は名称

1 対象工事に対応する許可業種に係る 年度経営事項審査の総合
 数値 点

2 建設業法に基づく許可を受けた営業所の所在地

3 対象工事に対応する業種に係る許可(登録)年月日

年	月	日(許可/登録)
---	---	----------

4 一定基準を満たす同種・類似工事の施工実績

工事名称等	工 事 名		
	発 注 機 関		
	工 事 場 所		
	契 約 金 額		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	受注形態等	単体/共同企業体 (出資比率 %)	単体/共同企業体 (出資比率 %)
工事諸元等			

- (注)1 過去 年間の同種・類似工事の施工実績について記入すること。
 2 共同企業体による施行の場合は、出資比率 %以上の工事に限る。
 3 上記に係る、コリンズ（一般財団法人日本建設情報総合センター）の登録内容確認書の写し（履行実績要件が確認できる場合に限る。）又は請負契約書の写し及び工事完成検査結果通知等、履行を確認するものの写しを添付すること。

5 当該工事に配属予定の技術者

技術者区分			
従事予定者名			
所属会社名			
生年月日(年齢)			
最終学歴			
法令による免許 (取得年月日) (登録番号)			
現在の受持工事	工事名		
	施行場所		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職		
従 事 実 績	工事名		
	発注機関		
	施行場所		
	契約金額		
	工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日
	従事役職		
	工事名		
	発注機関名		
	施工場所		
	契約金額		
工期	年 月 日～ 年 月 日	年 月 日～ 年 月 日	
従事役職			

契約保証金の減免に対する希望

希望(する/しない)

(注) 希望する場合は、過去2年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体と本工事と種類及び規模をほぼ同じくする工事請負契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該建設工事に係る、コリンズ(一般財団法人日本建設情報総合センター)の登録内容確認書の写し(履行実績要件が確認できる場合に限る。)又は請負契約書の写し及び工事完成結果通知等履行を証明するものの写し(単体企業(若しくは経常建設工事共同企業体)又は特定建設工事共同企業体の構成員として工事を請負った実績に限る)を添付すること。

ただし、保険会社との間に鳩山町を被保険者とする入札保証保険契約及び履行保険契約を締結し、その保険証券を提出することにより入札保証金及び契約保証金の納付の減免を希望する者については、添付する必要はない。

第 年 月 日 号

様

鳩山町長

一般競争入札参加資格等の確認結果通知書

先に申請のあった下記工事の一般競争入札参加資格等確認申請について、入札参加資格があると確認されたので通知します。

記

1 公告年月日

年 月 日

2 工事名

3 工事場所

4 入札の日時

年 月 日

5 入札保証金の取扱い

免除する。

6 落札した場合の契約保証金の取扱い

見積もった契約希望金額の100分の10を納付すること。

(ただし、保険会社との間に鳩山町を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、免除する。)

第 年 月 日 号

入札参加資格不適合通知書

商号又は名称（共同企業体名）

代表者名 様

鳩山町長 印

貴社（共同企業体）が先に入札した下記工事の入札参加資格を審査した結果、下記の理由により入札参加資格を満たさないと認め、失格としたので通知します。

記

公 告 日	
開 札 日	
工 事 名	
工 事 箇 所	
入札参加資格要件を満たさないと認めた理由	

【苦情申立てについて】

入札参加資格要件を満たさないと認めた理由に不服がある場合は、当該理由について説明を求めることができるので、本通知の翌日から起算して10日（鳩山町の休日を定める条例第1条に規定する町の休日、4月29日から5月5日までの日及び8月13日から8月16日までの日を含まない。）以内に苦情申立書を課に提出してください。

様式第6号（第24条関係）
様式第6号（第24条関係）

請 求 書

年 月 日

鳩山町長 宛て

住 所
商号又は名称
代 表 者

印

契約保証金について、下記のとおり還付請求いたします。

記

金 _____ 円

振込先

銀行 _____ 支店

当座預金 / 普通預金

口座番号

口座名義人（カタカナ）